

山口県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本県における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策地域支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」とする。)及び依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」とする。)の選定について、必要な事項を定める。

(実施主体及び地域要件)

第2条 専門医療機関の選定は、山口県知事がこれを行い、県内に所在地を有する保険医療機関について実施する。

2 治療拠点機関の選定は、山口県知事がこれを行い、前項により選定された専門医療機関のうちから実施する。

(申請手続き)

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、山口県知事に対し、申請書(様式1)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。

2 前項の申請書類は、山口県健康福祉部健康増進課において受付を行う。

(選定基準)

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準は、第1条の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関 選定基準」のとおりとする。

2 国が「専門医療機関及び治療拠点機関 選定基準」を改正した場合は、山口県知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

3 前項の結果、改正後の選定基準を満たさない保険医療機関は、第9条に定める選定の解除の手続きを行わなければならない。

(審査)

第5条 山口県知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の選定基準を満たしている場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。ただし、治療拠点機関については、選定基準を満たしている場合に必ずしも選定されるものではない。

2 山口県知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。

3 山口県知事は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の資料の提出を求めることができる。

(選定の通知)

第6条 山口県知事は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書(様式2)により選定したことを通知する。

(公表)

第7条 山口県知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、山口県のホームページ上に掲載することによって公表する。

(選定基準の確認)

第8条 山口県知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4条の選定基準を満たして

いるかについて、適時、確認を行うこととする。

(選定の解除)

第9条 第4条の選定基準を満たさなくなった保険医療機関又は選定を辞退しようとする保険医療機関は、山口県知事に対して速やかに辞退届（様式3）を提出しなければならない。

2 山口県知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書（様式4）を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない保険医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定基準を満たしていないことが判明した場合は、山口県知事は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知書（様式4）に記載のうえ当該保険医療機関に交付する。

(定期の報告等)

第10条 専門医療機関及び治療拠点機関は、診療実績や活動実績等について、様式5号及び様式6号により、当該年度分を指定された期日までに山口県知事に報告するものとする。

2 専門医療機関は、前項と別に、国又は依存症対策全国拠点機関並びに県又は県選定の治療拠点機関等から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。

3 治療拠点機関は、第1項と別に、国又は依存症対策全国拠点機関並びに県等の求めに応じ、専門医療機関の連携拠点機関として必要事項を取りまとめ、報告しなければならない。

4 第2項及び前項の報告にあたっては、県と連携を図るものとする。

(附則)

本要綱は、平成31年2月15日から適用する。

本要綱は、令和2年2月26日から適用する。

本要綱は、令和4年4月5日から適用する。